6　贈　与　税

統計表を見る方のために

1　利用上の注意

この章は、平成22年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（暦年課税のうち住宅取得等資金の非課税制度を適用した者で取得財産価額が基礎控除額を超えない場合を除く。）について、平成23年６月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。
なお、一部について、平成21年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2　用語の説明（平成22年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

(1)　農地等納税猶予額　　贈与者の法定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価額に対応する贈与税額として、一定の要件の下に贈与税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう。

(2)　株式等納税猶予額　　後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族(先代経営者)から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合に、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等(一定の部分に限る。)に対応する贈与税の全額の納税が猶予され、その猶予される金額をいう。

(3)　住宅取得等資金の非課税制度　　父母や祖父母など直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」という。）の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、住宅取得等資金のうち、1,500万円までの金額について贈与税が非課税となる。

3　贈与税の税率等（平成22年分）

(1) 暦年課税

１年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額について、下の表により贈与税額を計算。

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	―	10万円	25万円	65万円	125万円	225万円

(2) 相続時精算課税

特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から相続時精算課税の特別控除額を控除した金額に20%の税率を乗じて贈与税額を計算。

4　贈与税の主な諸控除

(1)　配偶者控除　　婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引続き居住の用に供する見込みであるときに、 2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。
なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。

(2)　基礎控除　　１年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。

(3)　相続時精算課税に係る特別控除　　特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、2,500万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額）と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか低い金額が控除される。